［ロ～ホ　略］	
ヘ　イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。	
ト　［略］	
［二・三　略］	

［2～6　略］

（電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為）

第二十二条の三　法第二十二条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

［号を削る。］

一　正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより電話勧誘顧客（法第二条第三項の電話勧誘顧客をいう。次条第三号において同じ。）にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二　［略］

（電話勧誘販売における禁止行為）

第二十三条　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。

三　電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと（法第二十二条第一項第四号に定めるものを除く。）。

［四～六　略］

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第二十三条の三　法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　略］

［ロ～ホ　同上］ ［号の細分を加える。］	
ヘ　［同上］	
［二・三　同上］	

［2～6　同上］

（顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為）

第二十二条の三　法第二十二条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。

二　正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

三　［同上］

（電話勧誘販売における禁止行為）

第二十三条　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　［同上］

二　老人その他の者の判断力の不足に乗じ、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。

三　顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと（法第二十二条第一項第四号に定めるものを除く。）。

［四～六　同上］

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第二十三条の三　法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］